3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目北海道開発局開発監理部会計課調達係　中本　敦浩　電話011―709―2311　内線5247
⑵　電子入札システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
上記３⑴の問い合わせ先に同じ。
⑶　入札説明書の交付方法　上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑷　電子入札システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　平成25年５月24日14時00分
⑸　電子入札システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　平成25年６月21日14時00分
⑹　開札の日時及び場所　平成25年６月27日10時00分　北海道開発局15階入札公示室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
①　電子入札システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（申請書等）を所定の受領期限までに上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。
②　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札及び入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。上記４⑶に従い申請書等を提出した入札者であって、上記２の競争参加資格を全て満たすとともに、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）のうち、必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている性能等を提案した入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Akito Hieda, Director of Development Administration Department, Hokkaido Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be leased : Personal Computer System : 728 sets
⑷　Lease period : From 1 October 2013 through 30 September 2017
⑸　Lease place : The place specified by the Obligating Officer
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A or B in terms of the qualification for participating in tenders of the “manufacture of product”, “sale of product” or “offer of services etc.” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2013・2014・2015
③　not be the person proceeding of reorganization based on Corporate Rehabilitation Law or Civil Rehabilitation Law
④　have proven to have actually delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned of considerable quantity (have actually delivered the products of 50 more in 1 contracts)
⑤　have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned
⑥　not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau during the time of tender opening from time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
⑦　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
⑧　not be the person that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 2 : 00 p.m. 24 May 2013
⑻　Time limit for tender : 2 : 00 p.m. 21 June 2013
⑼　Contact point for the notice : Atsuhiro Nakamoto, Procurement Section, Accounting Division, Hokkaido Regional Development Bureau, Nishi 2-Chome, Kita 8-Jo, Kita-ku, Sapporo, Hokkaido, 060―8511, Japan TEL 011―709―2311 ext. 5247

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年４月23日
独立行政法人情報通信研究機構
契約担当理事　吉武洋一郎
◎調達機関番号　592　◎所在地番号　13
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14、24、71、27
⑵　購入品名及び数量　電離圏情報処理システム
⑶　購入物品の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成26年２月28日
⑸　納入場所　情報通信研究機構
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　情報通信研究機構契約事務細則第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成25・26・27年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。又は平成25・26・27年度情報通信研究機構競争参加資格「物品の製造」又は「物品の販売」Ａ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
⑶　情報通信研究機構又は総務本省から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
⑷　当該物品の納入後、修理、点検、保守その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。